

令和元年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和元年10月31日（木）午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（2名）

15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	鈴木信秋	委員
鈴木實	委員	邊見敏文	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
藤田康次	委員	梨本清太	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

高橋 亨 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	主 事	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

このたびの台風、大雨により被害を受けられました委員各位には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様方のご健康を心からお祈り申し上げます。

農林水産省の発表によりますと、台風19号による農林水産関係の被害額が、30日時点でおおよそ1,311億円となっており、米、果物、野菜を含む農作物などの被害額はおよそ145億円、農業用施設や農地の被害額はおよそ656億円、また、森林関係の被害もおよそ413億円に上っております。この台風による影響は、調査中の地域も含め、今後さらに被害額が拡大する見込みとしております。

福島県の農林水産業の被害額は30日現在、およそ266億円、農地や農業用施設被害がおよそ189億円、農作物被害はおよそ14億円となっております。現在調査継続中でありまして、さらに拡大するとしております。

本市におきましても被災や被害状況の確認に当たっておりますが、被害の規模が市内全域にわたり大規模であることから、関係機関と連携、協力するなどして調査、確認を継続して進めているところでございます。

また、政府は29日の閣議において、被災自治体の財政支援を強化する激甚災害の指定が決定されました。支援策などの具体的な詳細についてはこれからとなりますので、今後本格的な復旧に向け、委員各位におかれましては地元の復旧支援等にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、令和元年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日、ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が4件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が2件、合わせて13件をご審議いただきます。

なお、本日は議案審査終了後に、先月総会でご説明申し上げ、農業委員会として取り組むことをご承認いただいております農地付き空き家の下限面積に係る取り扱い基準について、事務局案を作成しましたのでお配りし概要説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶お願いいたします。

会 長 10月の委員会総会ということで、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

また、先般の台風19号、それから、その後の大雨ということで各地に甚大な被害が出ました。こういったことに対して、今、局長からもありましたように、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げます。また、来年度の作付に対しても、復旧を加速するという意味で、これからいろんな取り組みを農業委員会の皆さんにも担っていただく旨がありますので、後にいろいろ相談することがあります。この雨により秋の収穫がかなりおくれしております。品質的にも落ちてはおりますが、無駄にしないで、あと機械の損傷等も考えまして、取り組んでいただきたいと思います。

本日は13件の審議ということなので、よろしく申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、13番、富永進委員、14番、齋藤茂委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

15番、塩田一也委員、16番、秋元幸一委員、高橋亨推進委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和元年10月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦主事） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその4朗読】

以上、その1からその4までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当の10番、早津です。

今回の申請について、去る10月19日、高橋委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人の母にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いはないとのことでした。譲渡人は年齢が80歳ということで、農地を少なくしたい。譲受人は浪江町での耕作は無理だということで、実際、向こうで2町歩以上やっているんですが、ダムの除染ができないと絶対できないということで、もう何年先になるかわからないので、現在住んでいる自宅のすぐ脇で耕作をぜひしたいということでした。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当推進委員の穂積です。

今回の申請について、去る10月20日に深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いし申請内容について確認しました。譲渡人は年齢が高齢なので、農業がこれ以上大変だということ、譲受人は規模拡大したいということで譲り受けたいということでした。今回、双方とも申請内容に問題ありませんでした。今回の申請について特に問題ありませんの

で、皆様方のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

緑川委員 関辺・旗宿地区の推進委員の緑川です。

今回の件に関しまして、10月21日9時半から関辺地区担当の熊崎農業委員と行政書士の3人で現地確認をいたしました。畑ということで、周りに与える3項目の調査等は全然当てはまらなくて、問題のない土地であったということを皆さんにご報告申し上げます。審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木でございます。

去る10月25日、橋本委員と私、譲受人、譲渡人には仕事の都合上、出席できないということで、事前に書類等を確認してもらいました。双方とも書類に間違いがないということで、現況は稲作が行われております。問題ないかと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

5ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和元年10月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、6ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、去る10月24日に鈴木俊信農業委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いがないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題がないと思われまます。皆様のご審議をよろしく願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その2朗読】

申請地につきましては、用途地域であり周囲は住宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願ひいた

します。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当の10番の早津です。

今回の申請について、去る10月26日9時から高橋委員と現地調査を行いました。譲渡人は事情により不在のため、10月24日、電話で確認しました。譲受人にはお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地について、特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地化振興区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古関地区担当推進委員の穂積です。

今回の申請について、去る10月27日、深谷委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人にお会いし、申請内容について確認しました。申請内容については間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、21ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫地区の大戸です。

10月26日、秋元委員と私、設定人、被設定人で現地調査を行いました。申請どおりですの間違いないと思います。あと、畑は耕作しておりませんでした。

以上です。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、26ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木でございます。

去る10月25日、橋本委員、私、設定人、被設定人が出席して、現地を確認いたしました。

隣地に畑が1カ所ありますが、話をし、承諾を得ている、また、道路で囲われておりますが、

危険防止のためにフェンスを回すということでありました。この案件については問題ないかと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、31ページを。ごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。す。ので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木です。

去る10月25日、橋本委員と私、設定人、被設定人、これはその5に出ました被設定人と同系列会社でございまして、その5と同じ担当者が出席しました。それで、この畑は設定人の住宅の前で、いわゆる昔でいう屋敷内。です。で、南側は自分の所有地、隣接地所有者には承諾済みであるということ。でござい。ます。この設定に関しては問題ないかと思われま。す。ので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませ。んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。です。ので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、36ページを。ごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま。す。ので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当推進委員の十文字でございます。

令和元年5月許可と譲受人が変更ということで、今回、申請について、去る10月26日に小泉委員と現地調査を行いました。また、譲受人、譲渡人にもお会いし、申請内容について問題ないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われれます。皆様の審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

41ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和元年10月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第2号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第2号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

北野委員。

北野委員 今、皆さんのお手元には場に堆積した稲わらの問題が配られていると思いますが、事務局が持ってきたこれは個人の田んぼで、よその田んぼに流れたものの集積処分費用なんですか。

会 長 事務局から。

事務局長 この被災した稲わら、ほ場に堆積した稲わらということなのですが、例えば、自分の田んぼに上流から流れてきて堆積をしました。その堆積をした分が対象であって、もともと自分の農地から毎年のように稲刈りをして排出される分は対象にならないという説明でございます。

北野委員 そうしますと、これ、会長、個人個人で、稲わらが自分の田んぼの土手に全部押し寄せられている。これを片づける費用が大変だと思う、個人で。10アールや20アールならいいけれども、1町歩、2町歩とか堆積されている田んぼがあると思う。これに対して、農業委員会から要望書を市、もしくは県に出したほうがいいと思う。個人の田んぼであっても、やはり個人個人で片づけていくのは大変な費用がかかると思うんです。

事務局長 北野委員さん、こちらの資料を見ながらのご質問だと思うんですが、中段から下に、人力では撤去できないほどの被害が大きいほ場等の場合ということで、これは災害復旧事業に該当させるという考えでございます。ですから、あくまで上の部分については小規模な個人で対応できる部分で、下については、大きな重機を使ったりしないとできないというような振り分けになっております。

そこで、北野委員さんの前にご説明をもう一度差し上げたいんですが、こちらの図で、まずは支援策として、これが今現在明らかになっている農林水産省のホームページに出ているものでございます。

具体的に個人の対応分として農林水産省と環境省の連携による稲わら撤去のスキームということで、被災した農家がみずから持ち込み、またはJA等に依頼を想定し、集積所は市町村が設定します。その設定した場所に搬入をされた場合に、立方当たり5,000円の定額補助をするというようなスキームでございます。また、それに対して、そこから先、集積所から処分場、処分先はクリーンセンターを予定しているということでお伺いしておりますが、まだ決定はしておりません。集積所から処分先に運ぶ費用については、今度は環境省の補助でそれを見ますというような、これが図式になっております。

ただ、基本的なスキームがここまで決まっているだけで、集積所をどこにする、誰がどのように持ち込んで、どのように証明する、そういった詳細の仕組みがまだ決定しておりません。来週頃に農水省から回答するというようなこととお伺いしております。今の段階ですと白河市のホームページにも、もうしばらく様子を見てください、お待ちくださいということと書かれております。実態がまだ決まっていないというのが中身でございます。

集積所から処分先に運ぶのも、環境省の補助金を充てるので個人では運べません。あくまで収集運搬の廃棄物処理業の免許を持った者しかできないとか、いろんな制約がございまして、なかなか整合性をとるのに時間がかかっているという説明でございました。

ですから、その下にある、さらに人力では撤去できないほどの被害が大きいほ場等の場合ということで、これにつきましては、あくまで個人では対応し切れないような大量のものを想定しておりまして、重機を使ってトラックに積み上げて、それで集積場の収集と処分をするという一連の事業については災害復旧事業で対応しますということまでは決まっています。具体的な手法についてどうすればいいのかというのがまだ決まっておりません。これが現状でございます。

そこでなんですが、本日、所管しております農政課から依頼がございまして、台風によってほ場に堆積した稲わらについて、今後の処分・処理を含め、どこに、どの程度堆積しているなどの情報が乏しいことから、来月中旬頃をめどに、場所や堆積量の特定につなげる資料として、農業委員会に対し調査協力願いたいとの依頼がございました。

農業委員会事務局として、せんだって、委員各位に今般の台風被害に関する依頼通知を发出させていただいておりますが、より具体的な被災に対する活動依頼となるものでございます。

本件に関し、農業委員会として組織的に調査協力するか否か、ご決定いただければと考えております。

北野委員 今、やっぱり農家も大変なんだから、その点を沿えて要望書を出したほうがいいと思う。

会 長 今、北野委員と局長から、意見が2つ出ております。まずは委員会として組織的に調査協力するかということが1つと、あともう一つは北野委員の発議ですが、要望書という二通りの意見が出ております。

ただ、いろんなものを解消するに当たって、来年の作付というタイムリミットとか何かもありますので、現在、どういうふうになっているかというような状況というのは必要かなと

は、私個人としては感じております。現状として、今後やっていくに当たって、どのぐらいたまっているか、そういうものについて調査だけでも先にしていただければ、見えてくるのかなど。決まっていないことも、だんだんわかってくるのかなど考えております。

斎藤局長。

事務局長 農業委員会に対する依頼、要請なんですが、あくまで行政側として、会長がおっしゃられたように、今現在、こういった堆積場所についてつかみ切れていないというのが現状です。ですから、今すぐ、これが補助になるかどうかという判断ではなく、あくまで農業委員会の委員さんには、自分のどこの地区に、どの程度の量がたまっているという現状報告をいただきたい。その報告をもって、行政側で、どの補助事業として着手するのか、その判断等はその後行うこととなりますので、あくまで委員の皆様にお手伝いいただきたいのは、それぞれの委員さんの地区でどの程度の被害があつて、このような堆積の状況になっているのか、その報告のお助けをいただきたい、手助けをいただきたいというのが趣旨でございます。

会 長 内容もこのようなことで来ているということで説明願います。

事務局長 具体的に取り組むに当たり、農林整備課では今、農地、用水路とかを調査して、補助対象になるかどうか精査し、一生懸命進めております。その際、つくられた、白河、大信、表郷、東、それぞれに分けた大きな図面があるそうです。その図面コピーを各地域に提供しますので、その図面に被害箇所を落とし込んでほしいという依頼でございます。あわせて写真を添付してほしい。写真を撮りながら調査をしてほしいという依頼でございます。箇所が多い、少ないという判断ではなく、生の実態を資料としてご提出いただきたいということでございます。

できればというお話でございますが、おおむね11月中旬ぐらいまでに、それを委員さんにお願ひしたいということでございました。あくまで、過去のいろんな災害の事例を踏まえると、こういった案を示して、詳細が決定しました、お願ひしますと云って、その締め切りを大体10日ぐらいにするというのが国の通例です。そうすると、それまでに押さえていないと全然間に合わない、申請できないということになってしまいますので、その部分のお手伝いを早期にお願ひしたいというような考えでございます。

会 長 今、具体的にどんな部分で調査してほしいということ、もし調査に協力いただけるのであれば、決定していただければ、その部分を考えておりますというのを含めて、今、局長から提案が出されました。

深谷委員 国でせつかくこういう補助事業があるというんだから、それに協力して、そういう

細かい被災というか、稲わらがたまったところをどうするんだと、そういう箇所を、今、事務局が言ったように、写真を撮って提出してくださいというんだから、それで行政で判定するんだから、そういう協力は我々はやるべきだと私は思うんです。

会 長 確かに地図とか何かに関しても、今、用意している段階で。局長、いつごろ出せますか。

事務局長 農林整備課からは来週中には手配できるというような話で伺っております。

あくまで現状を、委員さんのご判断で、集積して流れ着いてたまっているというようなところの調査です。それが事業として該当するか否か、そこまでの判断は求めておりません。ただ、ここが該当しそうだ、たまっているなというようなところを地図に落としさせていただいて、写真を撮ってもらって報告してもらえれば、すごい助かりますというお話でございます。

有賀委員 今、貴重な意見が出ているわけですから、せっかくですから、個人での、例えば、今、市とか何かに出すんじゃないくて、こういうことは地区の農業委員の方に申し出てくださいみたいな文書というんですか、文書を流すのが一番適しているというか、それで、先程あった調査を我々農業委員としてやっていく。そうすれば、より個人的な受け入れもあるし、あと我々が組になって調査する部分で整合性が出て、より正確性が出てくるのかなと思うんですけれども。

富永委員 今、そういう個人的にいろいろ言ってもまとまらないから、農業委員として協力するのかという決議をとればいいのであって、我々が細かいことをいろいろああだ、こうだと言ったってわからないんだから、局長は地図を渡してくれるからそこに落とししてくれと言っているんだから、それについて意見を集約したらいいんじゃないですか。

会 長 今、いろんな意見が出ましたが、復旧に向けて、来年度の作付に間に合わせるという観点からしたら、稲わらについての撤去に関する調査協力依頼ということに、皆さんの協力を求められるかどうかを諮りたいと思います。

それでは、組織的に稲わらに対しての調査をするということに協力いただける方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 挙手多数ということで、協力することに農業委員会としては決定いたします。

調査協力の場合ということで、局長から説明願います。

事務局長 大変ありがとうございます。そのように進めさせていただければということで、直

ちに取り組みたいと考えております。

作業スキームという形で、再度ご説明申し上げます。

まず、調査協力いただけるということでございますので、白河、表郷、大信、東の、今回調査に当たってのリーダーをそれぞれの地域で選出していただければと思います。というのは、先程申し上げました地図の手配が来週になります。できた時点で、事務局からリーダーのお宅に地図をお届けします。リーダーの方は、地図が届いたのでということで、自分の地域の委員さんに連絡調整をしていただいて、いつから、どこから、どのように調査に当たるという話し合いをして取り決めをしていただけるリーダーをお決めいただきたいと考えております。

会 長 今、事務局から各地域別でリーダーを選出願いますと案が出されましたが、この件に関していかがいたしましょうか。

塩田委員 地区代表で決めたらいいんじゃないでしょうか。

会 長 今、地区代表にその任をお願いしたいという意見が出ましたが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、地区代表の方にそのリーダーを担っていただきたいと思います。

では、来週中をめどに農林整備課で用意する地域別の図面コピーを準備いたします。

そのほかに。

事務局長 その図面を農業委員会事務局で各リーダーへお届け申し上げます。リーダーの方は先程申し上げましたように、協力できる地区内の各委員と連絡調整をいただきまして、現地調査を実施していただければと思います。用意した図面にチェックし、チェック箇所の写真撮影を同時に行うという形になります。11月中旬ぐらいの間に調査図面、撮影した写真、写真データの提出、提供をお願いできればと考えております。提出は農業委員会事務局もしくは市の農政課ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になります。

会 長 そのほかに皆様から。

篠宮委員 稲わらは、そういうことで決まったんですけども、田んぼの土手とか、流されたのはどこに連絡すればいいんでしょうか。

事務局長 実はその図面に実際に市が調査をした、そういった農地の崩落であったり、用水路が壊れたりというような箇所がチェックされている図面になっています。鈴木滋夫委員が来られておりますが、昨日、表郷の社川流域が今回被害が大きかったということで、既に表郷

の鈴木委員さんを初めとして、その地域では被害の実態調査をもう既に取り組んでおられます。また、農地の状況調査の地図データをお渡ししたんですが、それではちょっと細かすぎてわかりにくいということで、流域がずっと一連でわかるような大きい、先程言ったような、これから皆様方にご提供するような図面をコピーしたものを、鈴木委員にもお渡ししてやっていただくという形で、昨日決まりまして、そのような形で持って帰られております。そういった図面を利用させていただきますので、チェックがついている場所は市もしくは委託した業者が把握している箇所として、もう既に印がついております。稲わらの調査をしながら、あれ、ここは被害があるのに印がついていないなどというところが出てくるとお思いますので、そこに新たな印をつけていただいて、ここは、例えば、農地の畦畔が崩落しているよなんていうのを、あわせてチェックして報告いただければ助かるということでございます。ですから、既に図面上に落とされているもので、ある程度は、調査した委員さんがそちらもチェックできるという図面になっています。

会 長 今の答えで大丈夫ですか。

篠宮委員 はい。

会 長 そのほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より連絡をお願いします。

事務局長 すみません、その他でもう一点、冒頭にちょっとお話しした、お手元に配付の白河市空き家に付属した農地の別段面積の取り扱い基準案について、担当の三浦からご説明申し上げます。

ちょっと前後しましたが、よろしく願いいたします。

事務局(三浦主事) 白河市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準案について、9月総会でご案内させていただきました取り扱い基準案を作成しましたので、今回、お配りします。お配りした資料の1枚目が依頼文、2枚目が取り扱い基準の主な用件などを抜き出した基準案の概要、3枚目両面が基準案、4枚目は申請書案です。

2枚目、基準案の概要をごらんください。簡単にご説明させていただきます。

まず、農地の指定の条件ですが、①空き家と農地の所有者が同じであること、②農地が空き家に隣接していること、③農地に賃貸借権や別の権利が設定されていないこと、④購入後の経営面積の合計が50アール未満であることです。

指定を受ける農地は原則隣接を想定していますが、現地を確認していただく地区担当委員

さんの判断で、間に道を挟んでいる程度の日常的に耕作が可能な距離であれば、それは隣接していると考えて問題ないという考えです。

条件4の購入後の経営面積の合計が50アール未満、こちらは取得後に経営面積が50アールを超えるような農地や農家であれば、それは通常の3条申請が望ましいという考えです。

次に、別段面積の適用条件ですが、先の4つの条件を満たして農業委員会の指定を受けていることと、あと空き家とセットで購入、賃貸借することです。

購入された場合は、通常の3条申請と同じで原則3年程度は転用などが認められません。

指定を受けた農地は直近の総会で報告します。

以上が基準案の概要です。

次に、こちらにも9月総会でお話がありました県内の先行事例の実績ですが、喜多方市では申請があり空き家バンクに登録中となったものが1件、実際に下限面積を適用して購入まで至ったものは、今のところはないそうです。こちら只見町も同様とのことです。

最後に、今後のスケジュールですが、1枚目、依頼文をごらんください。11月に運営委員会を予定しておりますので、先程の基準案、申請書案でご意見、修正、追加等ございましたら、そちらに直接朱書き訂正の上、11月15日までに事務局までご提出願います。そちらを集計して運営委員会で案の整理を行いまして、11月の総会に議案として提出させていただく予定です。お忙しいところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま空き家バンクについての説明がありました。

この件に関しては、今後のスケジュールにのっとなって動いていきたいと思います。

北野委員 今、白河市で空き家農地付きの売り物というのは何件ぐらい出ているのか。

事務局（三浦主事） 農地付き空き家は、相談が1件はあったんですが、そちらは結局そのまま、空き家単体で売れてしまいましたので、今のところはゼロ件です。

北野委員 了解。

会 長 そのほか連絡ということで。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、先月は農業委員会記録簿第2四半期の提出並びに農地利用状況調査、誠にありがとうございました。

農業委員会では、農業委員会等に関する法律第7条により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め指針に掲げた目標に向けて活動することとなっております。

活動記録簿に掲げております活動は、おおむね指針と関連性を持たせておりまして、5月

総会でもお伝えしましたとおり、年間報酬に加算できる報酬額の財源である農地利用最適化交付金に示された活動に関連しております。

ご協力いただきました第2四半期の活動記録までの集計結果により、委員の活動状況を申し上げますと、人・農地プランの実質化に関する活動を行った委員は10名、農地利用意向確認に関する活動を行った委員は7名、担い手への農地集積・集約化の推進活動を行った委員は7名、うち4名がこれらの最適化の活動を重複して行っていただいております。

第3四半期以降の活動でございますが、事務局のお願いといたしまして、担い手への農地集積・集約化の推進活動の農地の出し手・受け手の利用調整など、遊休農地の発生防止・解消の活動の農地パトロール等の活動、また、先程ありました、こういった調査も含めていただいて、委員の活動が年間でそれぞれ月に1回以上で3カ月、延べ3回以上という形になりますけれども、それを達成目標として活動していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

事務局長 続きます、連絡事項を申し上げます。

まずは、農業委員会執務室の再移転のお知らせになります。

8月に、本庁舎の工事に伴いまして表郷庁舎2階へ移転したところでございますが、現在の執務室も空調・照明設備の工事が必要であるとのことから、同じ表郷庁舎の敷地内にあります表郷保健センターに移転することになりました。期間は11月5日の火曜日からは約1カ月間で、工事完了後は現在の表郷庁舎の2階に戻る予定でございます。短期間ではありますが、市民を初め、委員各位にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2点目になります。

11月15日金曜日に予定されております県下農業委員会大会の参加状況についてお知らせいたします。

農業委員が10名、推進委員が6名、計16名に事務局2名を合わせた合計18名の参加となります。参加されます委員さんは、当日朝9時半までに市役所本庁舎東側の臨時駐車場へご集合願います。市のバスを利用しまして、福島市のパルセいいざかへ向け9時45分に出発いたします。なお、大会終了後は本宮市のアサヒビール園で例年どおり懇親会を開催いたします。会費3,000円となりますが、当日に徴収させていただきますので、お忘れになりませんようご注意願いますとともに、時間厳守、団体行動をとられますようよろしく願いいたします。

3点目になります。

お手元に4種類の色違いの標準農作業労賃協定表をお配りしております。この協定表は、白河市の各地区の単位で定めております今年の作業種別ごとの労賃額の目安となっているものでございます。今回配付の協定表を参考にいただき、来月総会後に予定する労賃検討会に各委員のお考えをお持ちよりいただきまして、来年1年間の農作業労賃の改定等についてご検討、ご協議いただくこととしております。検討会は例年どおり、白河、表郷、大信、東の4地区に分かれましてご協議、ご決定をいただく予定としております。

最後になります。

次回の総会は11月29日金曜日、午後2時からサンフレッシュ白河で開催いたします。先程申し上げましたとおり、白河市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準案の決定と、審議終了後、令和2年の標準農作業労賃協定表の改定に向けた検討会を予定しております。通常よりお時間をいただくようになりますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

会 長 その他に皆様からありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なしという声なので、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和元年第10回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時23分)